

東京大学の施設または設備等の共同利用に関する安全ガイドライン

平成 25 年 6 月 10 日

環 境 安 全 本 部

(令和 2 年 1 0 月 2 8 日改定)

1. 目的

東京大学における施設または設備等を共同利用する学内者および学外者に係る安全確保を目的に、安全に関する利用手続きと利用条件等について、具備すべき最低限の要件を整理し、適切な共同利用の安全管理を行うために、この安全ガイドラインを設ける。

2. 施設または設備等の利用の申請

学内の共同利用する施設または設備等（以下「共同利用施設等」）を運営管理する部局または組織の責任者（以下「施設長等」）は、共同利用施設等を利用しようとする者に、各部局等で定める共同利用施設等の利用に関する申請を行わせる。この申請には、以下に掲げる事項を記載する。

- 1) 利用の目的、利用の内容と形態、利用の年次計画、利用者の名簿
- 2) 当該利用者の所属する部局または組織の安全管理責任者への緊急連絡方法

3. 共同利用施設等の利用の内容の事前の承認

施設長等は、利用の申請に基づき、共同利用施設等を利用する者に、東京大学が定める諸規則等（別紙「確認項目一覧」）を把握させた上で、利用を事前に承認する。また、利用者が所属する機関が、この申請について事前に承認しているか確認を必要とする場合がある。

4. 共同利用施設等で使用される物質、設備等の管理

共同利用施設等を利用する者は、以下に掲げる事項を遵守し、施設長等は、これに必要な支援を行う。

- 1) 東京大学化学物質管理規程に掲げるものを、東京大学化学物質・高圧ガス管理システム(UTCIMS)に登録の上で利用管理する。
- 2) 必要に応じて共同利用施設等で使用される物質、設備等の使用状況及び点検結果を記録する。
- 3) その他、学内の環境・安全に関係する諸規則を遵守する。

5. 共同利用施設等の利用に関する安全講習等

施設長等は、共同利用施設等を利用する者に、必要と認める講習等により安全教育を受講させる。

6. 共同利用施設等の利用状況の把握と利用の終了の際の措置

- 1) 施設長等は、共同利用施設等の利用状況を適切に把握し、不適切な利用等が認められる場合には、共同利用施設等を利用する者に対し、改善指導を行う。
- 2) 施設長等は、共同利用施設等の利用を終了する者に対し、事前に利用の終了に関する報告を行わせる。
- 3) 施設長等は、共同利用施設等の利用を終了する者に対し、施設に持ち込んだものや発生した廃棄物を適切に処分し、施設に残す場合は、「化学物質、設備等の引き継ぎ等に関するガイドライン（令和元年 12 月 16 日環境安全本部通知）」を準用した手続きを行わせる。